

〇〇町内会規約（会則）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この会は、会員相互および会内外の諸団体との協力、協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、または行政との協議、協力を進めつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とし、次の活動を行う。

- （1）住民相互の連絡、交流・親睦に関する事。
- （2）防犯、防災および安全に関する事。
- （3）人権意識の普及、高揚に関する事。
- （4）美化・清掃、環境整備に関する事。
- （5）文化の向上および体育振興に関する事。
- （6）地域福祉および健康増進に関する事。
- （7）施設等の維持管理と利用増進に関する事。
- （8）行政および各種団体との連絡調整に関する事。
- （9）その他会の目的達成に必要な事業。

（名称）

第2条 この会は、〇〇町内会と称する。

（区域）

第3条 会の区域は、草津市〇〇町△△番地から××番地までの区域とする。

（事務所）

第4条 事務所は、草津市〇〇町△△番地に置く。（事務所は、会長宅に置く。）

第2章 会 員

（会員の資格）

第5条 会の会員の資格は、次の通りとする。

- （1）正会員 第3条に定める区域内に住所を有する者
- （2）賛助会員 第3条に定める区域内に事務所を有する法人等

（会費）

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、脱会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- (3) 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 監事 〇人
- (5) 専門部長 〇人
- (6) 組長(班長) 〇人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事は、会長、副会長およびその他の役員と兼ねることはできない。

(役員の任務)

第11条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 会計は、会長の指示を受け、出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会の会計および資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計および資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

- 5 専門部長は、担当部門の事業を運営する。

- 6 班長(組長)は、班(組)を代表して会務に協力する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会)

第13条 会の総会は、通常総会および臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 本会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、議事事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のおよそ1/3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を召集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および議事事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費

- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(経費の支弁)

第31条 会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第32条 会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始時に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第33条 会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

第8章 雑則

(備付け帳簿および書類)

第36条 会の事務所には、規約、会員名簿、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

(委任)

第37条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 会の設立初年度の事業計画および予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から△年△月△日までとする。